

「広域通信エリアを確保するための沿岸漁業用海岸局に必要な技術的条件に関する調査検討会」開催要綱（案）

1 名 称

本調査検討会は、「広域通信エリアを確保するための沿岸漁業用海岸局に必要な技術的条件に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

2 目 的

東北地方の太平洋沿岸に配置された沿岸漁業用海岸局(以下「海岸局」という。)は、東日本大震災により壊滅的な打撃を受けており、未だ復旧されていない海岸局が多数ある。特に宮城県においては、11 局中 10 局の海岸局が被災し、応急的な復旧しか見通しが立たない状況となっており、沿岸漁業に従事する船舶の無線局から発する遭難・緊急・安全通信(以下「遭難通信等」という。)が海岸局で受信できない場合があることが危惧されている。

このような状況及び漁業関係者からの意見を踏まえ、少数の海岸局により広域通信エリアを確保して遭難通信等を確保することとし、広域通信エリアの確保に必要な空中線電力、空中線利得等の技術的条件について、同一周波数帯を使用する他の海岸局及び隣接周波数帯を使用する他の無線局との周波数共用条件を含め、検討を行う。

3 調査検討事項

- (1) 操業漁船の通信確保のためのエリアマップの策定
- (2) エリアマップにおける海岸局及び中継箇所等の設置場所の検討
- (3) (2)の設置場所から電波を送信する場合の技術的条件の検討
- (4) 技術的条件に基づく実証試験
- (5) 他の無線局(隣県海岸局等)への干渉調査
- (6) 防災情報等の伝達手法の検討
- (7) その他関連事項

4 構 成

- (1) 検討会は、東北総合通信局長が委嘱する委員により構成する。
- (2) 座長及び副座長は、東北総合通信局長が指名する者とする。

5 運 営

- (1) 検討会は、座長が開催し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じて関係者を招聘することができる。
- (3) 副座長は、座長の補佐を行う。
- (4) その他、運営に関する事項は座長が定める。

6 開催期間

第1回調査検討会開催の日から平成26年3月28日までとする。

7 事務局

検討会の事務局は、東北総合通信局無線通信部企画調整課に置く。

以 上